

別表第1(2)

解体業許可申請に伴う必要書類一覧表

No	提出書類	様式番号	新規	更新	
1	解体業許可申請書	第五	○	○	
2	法62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面	様式第22号	○	○	
3	解体業の用に供する施設（積替え保管場所を含む）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	—	○	略可	
4	解体業の用に供する施設（積替え保管場所を含む）の所有権（所有権を有しない場合は使用権原）を有することを証する書類	—	○	略可	
5	事業計画書	様式第24号	○	○	
6	収支見積書	様式第24号	○	○	
7	申請者等の状況	様式第26号	○	○	
8	【法人】 ①定款又は寄附行為（原本と相違ないことを記載し、代表者印を押印すること。）	—	○	○	
	②法人の登記事項証明書	—（※）	○	○	
9	①住民票の写し ・本籍の記載があるもの ・外国人にあっては国籍の記載があるもの ・マイナンバーの記載がないもの	【法人】 役員全員 ----- 【法人】 5%以上の株式を有する株主又は5%以上の出資をしている者（この者が法人である場合は、法人の登記事項証明書） ----- 【個人】 申請者 ----- 【個人】 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合は、法定代理人（法定代理人が法人である場合は、法人登記事項証明書並びに役員①及び②） ----- 政令で定める使用人	—（※）	●	○
	②東京法務局による成年被後見人等に該当しないことの証明書又は医師の診断書				
10	申請者が現に所持している当該申請に係る許可証	—	—	○	

注1 更新許可申請の場合、「略可」とある書類等は、変更がない場合に限り省略することができる。
なお、この場合は「添付書類省略願」を提出すること。

注2 ●印の欄に掲げる書類等は、先行許可証の提出があった場合に限り省略することができる。

注3 「※」印に掲げる書類（住民票の写し等）は、申請者自らが当該書類の写しに原本証明を行ったものを提出する場合は、原本を省略することができる。

注4 医師の診断書を提出する場合は、契約の締結及びその履行にあたり、必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨が記載されたもので、原則発行日から3か月以内のものに限る。

注5 「標準作業書」を添付すること。

新規申請の場合、自動車リサイクルシステム事業者情報登録センターへの「自動車リサイクルシステム登録申請」が必要となるが、その際に、申請書（上記1）の写しが必要となるため、申請者で写しをとっておくこと。